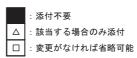
	書面の名称	新規	追加等	更新	様式	シート名
	建設業許可申請書		4			1
					別紙一	1-①
	営業所一覧表(新規許可等)				別紙二 (1)	1-22(1)
	営業所一覧表(更新)				別紙二 (2)	1-(2)(2)
	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄				別紙三	1-3
	営業所技術者等一覧表				別紙四	1-④
	工事経歴書				第2号	2
	直前3年の各事業年度における工事施工金額				第3号	3
	使用人数				第4号	4
					第6号	6
					第7号	7
					別紙	7-①
	ー 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面)	Δ	Δ	Δ	第7号の2(第一面)	7-2(1)
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第二面)	Δ	Δ		第7号の2(第一面) 第7号の2(第二面)	7-2(2)
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第三面)	Δ	Δ		第7号の2(第三面) 第7号の2(第三面)	7-2(3)
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第四面)	Δ	Δ		第7号の2(第三面) 第7号の2(第四面)	7-2(4)
		Δ	Δ		別紙一	7-2(1)
		Δ	Δ		別紙二	7-2(2)
					第7号の3	7-3
許可申請					<u>第7500</u> 第8号	8
	営業所技術者等の略歴書				<u></u> 鳥1号	0 鳥1
					第9号	9
	指導監督的実務経験証明書	Δ	Δ		<u>第35</u> 第10号	10
	経営責任者の常勤性、営業所技術者等の専任性確認書	Δ	Δ	$\triangle$	<u>第105</u> 鳥2号	鳥2
	<u> </u>	Δ	Δ		<u>局25</u> 第11号	<u>局</u> 2
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書					12
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(*役員を兼ねる場合は	Δ	Δ	^	第12号	
	作成不要)				第13号	13
	株主(出資者)調書				第14号	14
					第15号	15
	損益計算書 完成工事原価報告書				第16号	16
	株主資本等変動計算書 (H25.4.1改正)				第17号	17
	注記表(H25. 4. 1改正)				第17号の2	17-2
	附属明細表				第17号の3	17-3
	貸借対照表(個人)				第18号	18
	損益計算書(個人)				第19号	19
	営業の沿革				第20号	20
	所属建設業者団体				第20号の2	20-2
	主要取引金融機関名				第20号の3	20-3
変更届出書	変更届出書(第一面) ————————————————————————————————————			<u> </u>	第22号の2(第一面)	22-2(1)
	変更届出書(第二面)			<u> </u>	第22号の2(第二面)	22-2(2)
届出書	届出書		$\geq$	<u> </u>	第22号の3	22-3
廃業届	廃業届		$\sim$	_	第22号の4	22-4

※ 般・特新規、業種追加は、「追加等」欄で確認してください。

決算変更届 変更届出書(事業年度終了時)



許可事務ガイドライン別紙8 別紙8

〇様式一覧表

# 建設業許可申請書類A表紙

商号又は名称:

				申	請区	分									
		様式	書面の名称	新 規	追 加	更 新	備考								
			申請書類A表紙(本書)												
		第1号	建設業許可申請書												
⊫	法	別紙一	役員等の一覧表												
請	定	別紙二(1)	営業所一覧表 (新規許可等)												
書	書	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)												
	類	別紙三	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄												
	$\smile$	別紙四	営業所技術者等一覧表												
		第2号	工事経歴書				追加の場合は追加業 種分のみ								
		第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額				追加の場合は追加業 種+既許可分								
		第4号	使用人数												
		第6号	誓約書												
		第7号の3	健康保険等の加入状況												
		第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表	$\triangle$											
	-		定款 (法人)												
	<b>乔</b>	第15号~	財務諸表 (法人)												
	寸 L	第18号~	財務諸表 (個人)												
1 -		第20号	営業の沿革												
≁	湏	第20号の2	所属建設業者団体												
		第20号の3	主要取引金融機関名												
			銀行の融資証明、残高証明等(申請日からさかのぼって1月以内のもの)		可申請で自己資ン 500 万 円 未 満 0		新規の一般建設業許 可申請で自己資本が 500 万円未満の場								
			※融資証明については、有効期間内であれば1月以内のものでなくても可				合、追加の一般建設 業許可申請で許可後 5年未満かつ自己資 本が500万円未満の 場合に必要。								
		【注】『般・特	新規』、『業種追加』の案件は、『追加』に該当します。												

## ●申請書類A【4部(正本1部+副本3部)】

□:変更がなければ省略可能 △:該当する場合のみ添付

## 建設業許可申請書類B表紙

#### ●申請書類B【4部(正本1部+副本3部)】

## 商号又は名称:

			申	請区	分	
様式	書面の名称		新 規	追 加	更新	備考
	申請書類B表紙(本書)					
ゆきまれ	営業所の外観及び事務所内の写真					更新申請の場合は 建設業の許可票が
確認書類	※外観(建物全景、看板、入口等)及び内部(営業所実態が確認できるもの)					確認できる写真も 添付すること
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 規則	IJ				
別紙	常勤役員等の略歴書 第79	条イ				「様式第7号」又 は「様式第7号の
第7号の2(第 1~4面)	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書規則	[1]				2」のいずれか該
別紙1	常勤役員等の略歴書 第79	条口				・当する書類を提出 すること。
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書				1	
	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (法	去人)				
確認書類	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(同業者による証明) 又は営業証明(区長、民生委員等による証明) (個 又は税務署または県税事務所へ提出する営業開始廃業届(個人事業主の場合)	固人)	Δ			契約書等がない場 合、「様式第7 号」又は「第7号 の2」を使用
	- 所得証明書及び確定申告書(写し)、建設業に関する契約書等(いずれも5年分)					建設業の営業を確 認できるもの
	ー 常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験の確認資料 第79	条口				
第8号						
鳥1号	営業所技術者の略歴書					鳥取県独自様式
	資格証明書(合格証明書、免状等)					
第9号	実務経験証明書					
	卒業証明(許可関連学科)+実務経験証明書					
第10号	指導監督的実務経験証明書(特	寺定)	Δ	Δ		
	資格証明書(合格証明書、免状等)		Δ	Δ		
鳥2号	経営責任者の常勤性、営業所技術者等の専任性確認書		Δ	Δ		該当がある場合の み添付
第12号	 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(※)					の か がい 1 1
	登記されていないことの証明書(申請日からさかのぼって3月以内のもの)(※)					
	身分証明書(申請日からさかのぼって3月以内のもの)(※)					
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		Δ	Δ	Δ	
第14号	—————————————————————————————————————	去人)				
	登記事項証明書					
	ー 「健康保険の加入状況」に関する確認書類					
	健康保険 申請時直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し、若しく 厚生年金保険 れに準ずる資料	はこ				
	雇用保険 申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告 保険料の納入に係る領収証書の写し、若しくはこれらに準ずる資料	ilt				
四司 = *5	『常勤役員等』『営業所技術者』の常勤性に関する確認書類(次のア〜オのいずれか。上欄	刷から優	先)			•
確認書類	ア 社会保険証又は受付印等で日付の確認できる直近の標準報酬決定通知書 健康保険被保険者資格証明書等					
	イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証					
	ウ 源泉徴収票又は住民税特別徴収税額通知書					
	エ 所得税青色申告決算書(所得税収支内訳書)又は所得税確定申告書(個人)					
	オ 自社による常勤証明+出勤簿、賃金台帳(各直近3か月分)					
	納税証明書(法人、個人共に事業税のもの)					
	始末書(任意様式)				$\triangle$	

、 ※役員等のうち、「相談役」、「顧問」及び「株主等」については調書(様式第12号)の「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は不要で す。

<u>また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出についても不要です。</u>

【注】『般・特新規』、『業種追加』の案件は、『追加』に該当します。

□ :変更がなければ省略可能 △ :該当する場合のみ添付

(用紙A 4) 0 0 0 0 1

## 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

ПООТ МИДАНИ       XEE -1 = 1       SPT (4 - 1)       SPT (4 - 1)       SPT (4 - 1)         P	地方整備局長 北海道開発局長 鳥取県知事 殿	鳥取県鳥取市東町一丁目220 (株)東町コンストラクション 代表取締役 東町 修一 <sup>申請者</sup>
	項番       許可番号     項番       申請の区分     02	$\begin{array}{c} x_{1} \\ x_{2} \\ y_{3} \\ y_{4} \\$
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	申請年月日 03	
a → A a a a a b a a b a a b a b a b a b a b	とする建設業       0         申請時において       0         既に許可を受けて       0         防号又は名称       0         商号又は名称       0         商号又は名称       0         でしょう       0         市       日         ロ       0         (0)       7         代表者又は個人の氏名のフリガ       0         代表者又は       0         (1)       0         (1)       0         (1)       0         (1)       0         (1)       0         (1)       0         (2)       0	$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $
主たる営業所の       1       1       第       0       1       0       1       0	主たる営業所の 所在地市区町村     10	
	主たる営業所の 111	東       町       1       -       2       2       0         23       25       1       「丁目」、「番」、「号」は「-(ハイフン)」で入力します。       40         3       5       6       (誤:「東町1丁目220」 ⇒ 正:「東町1-220」)       20
法人又は個人の別       13       1       (1. 法人)       1       1       2       0       0       0       (+ F)       1       1       2       7       0		
大臣 知事       大臣許可から知事許可への許可換え申請以外の場合は、入力しません。         日許可年月日       10         日許可番号       16         国土交通大臣 知事       第可 (幣-□□)         第       10         10       10         国土交通大臣 知事       第可 (幣-□□)         第       10         10       10         日       10         日       10         11       11         11       11         11       11         11       11         11       11         12       11         13       11         14       11         15       11         15       11         16       11         17       11         18       11         19       11         10       11         11       11         11       11         12       11         13       11         14       11         15       11         16       11         17       12         18       14         19       14 <td>法人又は個人の別 13</td> <td><math display="block">\begin{bmatrix} 3 \\ 1 \\ 2. \ \text{id}_{\text{L}} \end{bmatrix} \begin{pmatrix} 1. \ \text{is}_{\text{L}} \\ 2. \ \text{id}_{\text{L}} \end{pmatrix} = \begin{bmatrix} 4 \\ 3 \\ 2 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 1 \\ 2 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0</math></td>	法人又は個人の別 13	$\begin{bmatrix} 3 \\ 1 \\ 2. \ \text{id}_{\text{L}} \end{bmatrix} \begin{pmatrix} 1. \ \text{is}_{\text{L}} \\ 2. \ \text{id}_{\text{L}} \end{pmatrix} = \begin{bmatrix} 4 \\ 3 \\ 2 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 1 \\ 2 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0$
役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。       連絡先       所属等     氏名		大臣 大臣 コー 大臣許可から知事許可への許可換え申請以外の場合は、入力しません。 知事 
所属等	→	
	連絡先	
	<u>所属等</u> ファックス番号	氏名 電話番号 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

別紙一

#### 役員等の一覧表

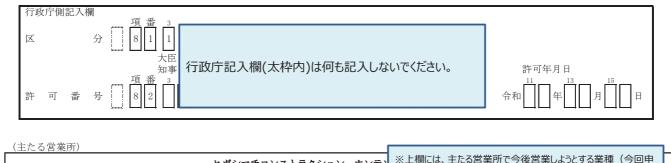
令和 〇 年 〇 月 〇 日

		役	員等の氏名及び役名等			
<sup>フリ</sup> 氏	<sup>ガナ</sup> 名		役 名 等	常勤・非常勤の別		
東町	修一		<u>表取締役</u> 、株主等	常勤		
東町	フリガナ フリガナ	を忘れずに入力し <b>現</b>	てください。 収締役、株主等	常勤		
立川 文川	<sup>が4</sup> 圭		取締役	常勤		
郡家	真理		取締役	常勤		
東厳城	慎太郎		株主等	非常勤		
麹町	優紀		株主等	非常勤		
根雨	康平		株主等	非常勤		
<ul> <li>普段使いの字体 いてください。</li> <li>・他の申請書・変 字体も統一させて</li> <li>・非閲覧用に添作 書」の氏名についてい。</li> <li>(例:「高」「高」 ※非閲覧用に添 籍上の漢字が表記</li> <li>は一致しない場合</li> </ul>	する「登記されていない ても、普段使いの字体な 、「吉」「吉」など) 付する「身分証明書」の 記されていますが、普段 いがあります。 記されていないことの証明	る字体)を用 いて記載される いことの証明 を用いてくださ の氏名には戸 使いの字体と	<ul> <li>てください(個人に限る)</li> <li>①顧問、相談役</li> <li>②総株主の議決権の10</li> <li>若しくは出資の総額の10</li> <li>資をしている者</li> <li>※「役名等」の欄は「株三勤の別は記入不要。</li> <li>③業務を執行する社員、</li> <li>地位にあって、建設業の、</li> <li>役会の決議を経て取締後</li> <li>体的な権限委譲を受け、</li> </ul>	00分の5以上を有する株主 00分の5以上に相当する出 主等」と記入する。常勤、非常 、取締役又は執行役に準ずる 経営業務の執行に関し、取締 役会又は代表取締役から具		

- 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限 る。以下「株主等」という。)について記載すること。
   2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

(用紙A4)

## 営業所一覧表 (新規許可等)



主たる営業所の 名 称	
営 業 し よ う 83	
変更前	
(従たる営業所) ※従たる営業	所を登録する場合、以下項目も記入してください。
従たる営業所の 84	
従たる営業所の 所在地市区町村 コード     85	3     5     □     市区町村名
従たる営業所の     85       所在地市区町村     85       ご     ど       びたる営業所の     86	
所在地市区町村 コード 従たる営業所の	а     війняа     по топна       відова     10     15       10     15     10       23     25     10       23     25     10
所在地市区町村 コード 従たる営業所の 所在地 86	a     市区町村名       3     5       10     15       10     15
所在地市区町村     85       コード     86       マード     86       びたる営業所の     86       所在地     86	3       5       10       15       20         23       25       30       35       40         23       25       30       35       40         3       5       6       10       15       20         3       5       6       10       15       20         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10         10       10       10       10       10       10         10       10       10       10       10       10       10         11       10       10       10       10       10       10       10         11       10       10       10       10       10       10       10       10       10       10
所在地市区町村     8 5       ご     ド       びたる営業所の     8 6       所在地     8 6       内     8 6       容     郵 便 番 号       8 7	3       5       10       15       20         23       25       30       35       40         23       25       30       35       40         3       5       6       6       6       6         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10         10       10       15       20       10       10       10         10       10       15       20       10       10       10       10         10       10       15       20       10       10       10       10       10         10       10       10       10       10       10       10       10       10         11       10       10       10       10       10       10       10       10         12       10       10       10       10       10       10       10       10       10       10

	フリガナ	_
	<sup>送たる営業所の</sup> 84 8 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
		]
	従たる営業所の 所在地市区町村 コード 8 5 8 5 8 5 8 6 8 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
	従たる営業所の 所在地 86 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	]
内		]
容		
	営業しよう       8       8       1 </th <th></th>	
	変更前         3         5         10         15         20         25         30         (         2.         )           reprint         10         15         20         25         30         (         2.         )	

別紙二(2)

(用紙A4)

※本表は許可を更新する場合にのみ使用します。

## 営業所一覧表(更新)

	営業所の名称	所在地 (郵便番号・電話番号)	営業しよう。	とする建設業
	<b>呂未川</b> の石柳	<b>川仁地(</b> 判厌留方·电前留方)	特定	一般
営主 素 所る	(株)東町コンストラク ション 本店	〒680-8570 鳥取市東町1-220 (0857)26-7347		土、と、舗
従 た				
る				
営				
業 所				

1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結 する事務所のうち該当するものについて記載すること。

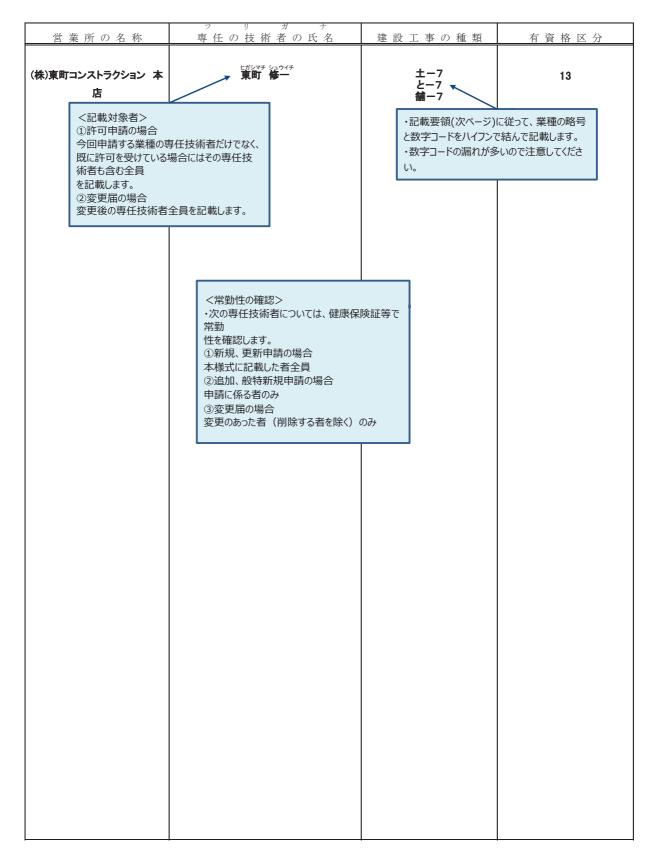
2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業 しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分け て記載すること。 ※納付済証は全てこの様式に貼り付けてください。 ※この様式は他の様式の裏面とせず、必ず別葉としてください。 ※副本に添付する必要はありません。

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証 書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第24条の2第1項又は令第 4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、 この限りでない。

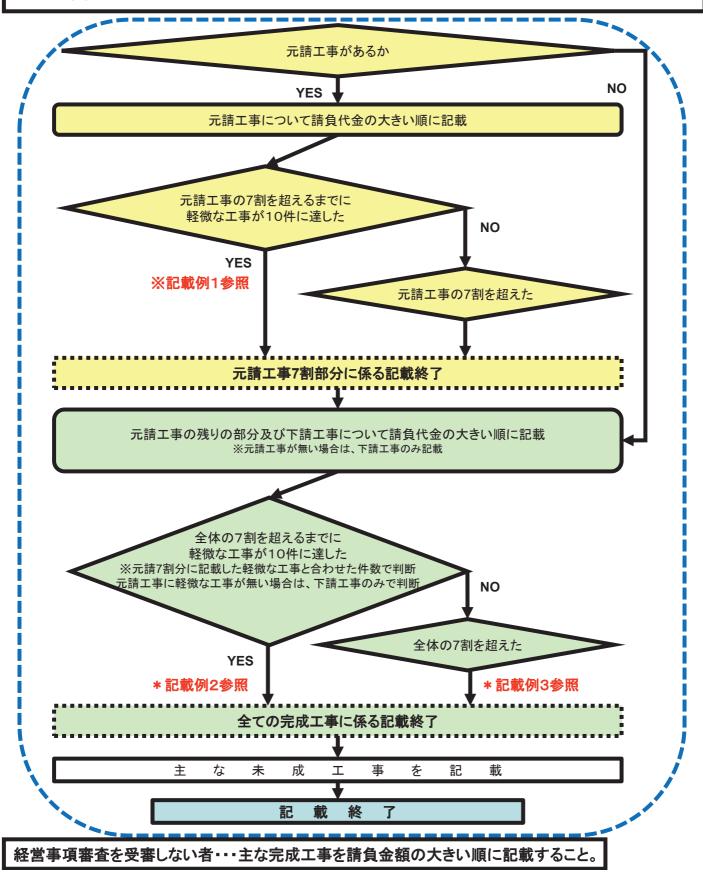
## 営業所技術者等一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日





①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



別添

ャル、名字のみ等表記)。法人名、団体名は記載すること。	速香対象事業在度由に完成した工事を記載する。	■ ヨニンジャナホーズ いっついかつに ― ナロにおうし。 つまり、完成年月日が審査基準日以前1年前までのものに限る。 ※ただ! エョ米尓其誰を短田! アいス 44 今 14-0 昭 いかた! 、	※にたい、エデルにしますでは休用している場合はその後のできた。 (この記載例での審査基準日は令和3年12月31日) 「まそれた知道は彼られなど、広田計算体、よびはオフート	- 上寺進行官理ക準の訂昇眞粋(原価訂昇寺)を添行9 ること。	田茂術者又は整理技術者     の別(該当廠所に上印を記載)     うち、     の別(該当廠所に上印を記載)     「主席処理     「主席処理     「主席処理     」     前工年月 完成予定年月     完成予定年月	$V$ 10,000 $\pm H$ 10,000 $\sqrt{10}$		レ 2 4,000 HH 工事内容がそれそれ、 土木一般のうち、 PC		レ ④ 3,000 割構造物一般のつち、調偽上部 であるとき再度記載。	レ (5) 2, 200 日 (5) 2, 200 日 (1) 10 日 (1)	V (6) 1, 800 $+$ 1,	√ 1,500 転徴な工事(税込500万円未満)	レ ⑧ 1,000 ● ※建築一式工事は税込1,500万円未満。 ※例: ≻76 工事 2440万円であわば較	レ 800 世 後む工事ではない	100 750 4 + 100 750 4 + 100 2 - 100		小計     12     41,050     手用     11,800     55     元請工事       合計     50     件     100,000     11,800     55     元請工事
こと(イニシ	医膝		拔)	売 間 技	2ª	山田一郎	田中次郎	田中次郎	山田一郎	田中次郎	田中华的	鈴木三郎	山田一郎	・日一郎	大三郎	木三郎	鈴木三郎	
よう留意すること(イニシャル、	工事		(税込・ 税抜		い順に記載する	馬取 鳥取 市	鳥取県 鳥取市	鳥取県	0.7=35,000	⊧記載した。	「三人」	鳥取県 鳥取市	鳥取県 鳥取市	ベイの工事につ	する。 いい場合はこれ以		鳥取県 鳥取市	00千円×0.7=70,000 、軽徴な工事を10件 経徴な工事以外のエ こで記載終了。 を了。
工事名で個人が特定されないよ		元請工事のみで軽微な工事が10件に達した場合	コンクリート 工事		<b>手順①元請工事について<u>金額の大きい順</u>に記載する。</b> ※完成日順ではない。	線 法面処理工事	線 交通安全施設工事	○○川河床掘削工事	手順②元請全体の7割(50,000千円×0.	千円)に達するまでに軽微な工事を10件記載した。 ※示譯→割にへいてん記載は終っ	コーノシ・ノンノコーまたのそれ、」。	線 法面処理工事	線 交通安全施設工事	手順③まだ記載していないす	いて金額の大きい順に記載す (※残りが軽微な工事しかない	上の記載は不要)	線 道路改良工事	手順④全体の7割(100,000- 千円)を超えていないが、軽 記載し、下請工事のうち軽微 事がこれ以上ないためここで ※全工事について記載終了
		:工事が10	、エエ・ジィ			/ 県道00線	県道〇〇線	(回川河)	手順②元言	連に田十二、三十二、三十二、三十二、三十二、二十二、二十二、二十二、二十二、二十二、二		市道00線	市道〇〇線	I工事	]工事	A邸造)-	県道00線	C10件を 。元請エ 6請工事 そう後記載
注文者、		で軽微な		元請	又は J V 下請 の別 の別		11	"	"	Ш	"		"	11	"	11	聖上	請を合めこありません。 ありません 記載し、ユ けたば、そ
様式第二号(第二条、	<b>č例1</b>	請工事のみ	(建設工事の種類)		注 大 者 2	鳥取県	11	11	11	Ш	鳥取市	11	11	11	11	А	00建設	軽微な工事は元請と下請を含めて10件を超えて記載する必要はありません。元請工事で軽微な工事を10件記載し、下請工事で軽微な工事以外がなければ、その後記載する必要はありません。
*	記載例	ΪĤ		L		<u> </u>												▲ 超 あ し や で 数 数 の が し が が し る が の で で で で で で で で で で で う で う で う で う で

<ul> <li>中に達した場合</li> <li>十二 シンクリート 工事</li> <li>十二 シンクリート 工事</li> <li>免税業者は税込、免税業者以外は税払</li> <li>免税業者は税込、免税業者以外は税払</li> <li>免税業者は税込、免税業者以外は税払</li> <li>免税業者は税込、免税業者以外は税払</li> <li>免税業者は税込、免税業者以外は税払</li> <li>免税業者は税込、免税業者以外は税払</li> <li>免税業者は税込、免税業者以外は税払</li> <li>免税業者は税込、免税業者以外は税払</li> <li>免税</li> <li>予順①示請</li> <li>市面①</li> <li>○回地上地造成工事</li> <li>一回回地上地造成工事</li> <li>一回回地上地造成工事</li> <li>一回回地上地造成工事</li> <li>市面①</li> <li>一回回換</li> <li>一回回換</li> <li>一回回換</li> <li>一回回換</li> <li>一回回換</li> <li>一回</li> <li>一回</li> <li>一回</li> <li>一回</li> <li>一回</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>一</li> <li></li> <li></li></ul>	
田子学校の工事が10件に達した場合     田子学校の主事が10件に達した場合     王本の主要後な工事が10件に達した場合     エキの離離した。     エキの離離した。     エキの離離した。     日本の離離した。     日本の解析工事     日本の指摘工事について金額の大き     二本の時に、     二本の時に、     二本の時にに、     二本の方法にはない。     日本の指述していないす。     二本の主要の大きい頃に記載する。     二本の一方は     二本の一方は、     二本の     二本の一方は、     二本のううい間     二本のううい間     二本のううい間     二本のううい間     二本のうういの     二本のううい     二本のうい     二本のううい     二本のううい     二本のううい     二本のううい     二本のううい     二本のうい     二本のうい     二本のうい     二本のううい     二本のうい     二本のういい     二本のうい	<ul> <li>○本に減し、</li> <li>○</li> <li></li></ul>
(m)         (m) </th <th><b>正書が</b> (5) かく (5) かい (5) か</th>	<b>正書が</b> (5) かく (5) かい (5) か
B     A	★ で整後式 (建設工事の種) (建設 水 者 二 周 B ○○(建設)

に見ていていた。						免耗	免税業者は税込、		免税業者以	免税業者以外は税抜で記載。	で記載。	( 1 × 113
すべての	完成」	雪	名	またいで すべての完成工事高合計額の7割に達した場合 工事	凝	「「「「」」を見てて、「「」」を見てて、「」」を見てて、「」」を見てて、「」」を見てて、「」」を見ている。						( <del>1</del>
(建設工事の種類)	事の種類		F 27	<ul> <li>・土工・コンクリート エ事 (税込・</li> </ul>	・税抜)							
		元請			*	配置	技術	裄	請負(	請負代金の額	H	鯕
注 文	裄	X 下 の 上 X 間 の	) の別	手順①元請工事について金額の大きい順に記載す	\$ R		主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にと印を記載)	<sup>隆理技術者</sup> √印を記載) 理技術者		<sup>ッち、</sup> ・PC ・鬱穡上部	● 着工年月	完成予定年月 完成予定年月
鳥取県	』	元請 ,	∩<	県道〇〇線 法面処理工事	Щ	田一郎	7	1	20, 000 $_{\pm}$	<sub>千円</sub> 20, 000	千円 合和 3 年 8	$_{ m   }$ $_{ m (Am}$ 3 $\pm$ 11 $_{ m   }$
鳥取市	山	11		手順②元請全体の7割(50.000千円×0.7=35.000	_ -	中次郎	7		14, 000 $_{\pm}$	+ H	$\pm_{\mathrm{H}}$ $\oplus_{\mathrm{fm}}$ 3 $\pm$ 4	月 $e_{4n}$ 3 $e_{5}$ 月
C		11		チャードです。		田中沙郎	<u></u>	1	3,000	<b></b> ≠⊞	千円 合和 3 年 6	$_{ m  _{\text{h}}}$ 3 $_{ m m}$ 8 $_{ m  _{\text{H}}}$
00連設	建設	1 1 1 1		▌※元請7割についての記載は終了。	TT I	┨― 虏	Д	1	10,000 $\pm$	E +	千円 令和 3 年 4	$_{\mathrm{J}}$ $^{\mathrm{An}}$ 3 $\pm$ 6 $_{\mathrm{J}}$
11		"		県道〇〇線 道路改良工事 鳥 <sup>魚取用</sup>	H	中次郎			7,000 <sub>+</sub>	E	千円 合和 3 年 3	$_{ m   }$ $_{ m (An)}$ 3 $_{ m (An)}$ 4 $_{ m   }$
$\triangle \bigtriangleup$	△建設	11		手順③まだ記載していないすべての工事について		田中秋郎	2		5, 500 $_{\pm}$	Æ	千円 合和 3 年 5	$_{ m  }$ $_{ m (Am}$ 3 年 5 $_{ m  }$
11		11			鈴木	木三郎	7		4, 500 $_{\pm}$	H	$\left. \pm \mathrm{R} \right _{\oplus \mathrm{An}} 3 \pm 11$	$_{ m  _{\#}}$ 3 $_{\pm}$ 12 $_{ m  _{\#}}$
	□建設	11		〇〇団地土地造成工事 鳥取市	Щ	田一郎	7		3,800	千円	+円 $	$_{ m  _{}}$ $_{ m (A)}$
И		11		市道〇〇線 道路改良工事 鳥取市	Ξ	田一郎	Ъ		3,500	千円	千円 合和 3 年 3	$_{ m  _{\tiny (\beta n)}}$ 3 $_{ m (a)}$ 3 $_{ m (J)}$
11		"		〇〇川 河床掘削工事 鳥取市 鳥取市	馬 前 七	木三郎	7	1	3,000 +	₩ E	千円 合和 3 年 4	$_{ m   }$ $^{ m (Am}$ 3 年 5 $_{ m   }$
				● 美順④会体の7割(100 000手田×0.7=70 000手	   					E	千円 令和 年	月 令和 年 月
									4	千円	千円令和年	月令和年月
				※全工事について記載終了。		/			μ	≠H	千円 合和 年	月 令和 年 月
		1					기가랾누	10 #	74, 300 $_{\pm}$	<sub>∓用</sub> 20, 000	55 ∓⊞137,000 ∓	元請工事 <sup>手用</sup> 20,000 <sup>手用</sup>
注文者、工シャル、名言	事名	で個人		注文者、工事名で個人が特定されないよう留意すること(イニ シャル、名字のみ等表記)。法人名、団体名は記載すること。			₩ 1	30 <sub>4+</sub>	100, 000 $\pm$	<sub>∓用</sub> 20, 000	年日 50,000 年日	元請工事 <sup>同</sup> 20,000 <sup>年用</sup>
						1		1				

工事進行基準とは?

令和3年4月1日から収益・費用に関する計上の新基準として「収益認識基準」というもの が大会社(資本金5億円以上など)に強制適用となりました。しかし中小企業(資本金5億円 未満など)には強制されませんので、「工事進行基準」・「工事完成基準」を採用することも 可能です。

工事進行基準を採用する場合は、当該工事契約に関して次の3点を客観的かつ信頼性をもっ て見積れることが適用条件です。

適用条件: ①工事収益総額 ②工事原価総額 ③決算日における工事進捗度

この3点が満たされないときは工事完成基準を適用することになります。 なお、工事進捗度の一般的な見積もりとして「原価比例法」を使用します。

原価比例法:期末における(既発生原価累計/最終見込原価総額)の割合

		×1年度	×2年度	×3年度	計
1	契約締結時の工事収益総額	10,000	10,000	10,000	10,000
2	変更額		500	500	500
3	工事収益総額(①+②)	10,000	10,500	10,500	10,500
4	過年度発生工事原価の累計		2,275	6,768	
5	当期に発生した工事原価	2,275	4,493	2,632	9,400
6	その後の完成までに要する工事原価見積	6,825	2,632		
$\overline{\mathcal{O}}$	工事原価総額(④+⑤+⑥)	9,100	9,400	9,400	9,400
	決算日工事進捗度(原価比例法)	25%	72% (47%)	100%	
8	( (4)+(5) /7)	<u>2,275</u>	<u>6,768</u>	<u>9,400</u>	
	((4+0)/(0)	9,100	9,400	9,400	
9	当期の工事収益(③×⑧-既工事収益)	2,500	5,060	2,940	10,500
10	当期の工事利益(⑨-⑤)	225	567	308	1,100
	工事進行基準	× 1	→× 2	→× 3	

(工事進行基準の計算例)

Q, 80%の入金があった場合、80%完成工事高に計上できるか?

A,工事進行基準は、原価ベースによる出来高(原価比例法)で完成工事高を計上します。

このケースは、入金があっただけで工事は引き渡していないので完成工事高には計上できません。受け取った80%に相当する額は未成工事受入金で処理します。

会社内で作成・整理している帳簿等、工事進行基準を確認できる資料を提出してください。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

※(税込・税抜)欄は消費税及び地方消費税の会計処理方式を選択してください。	
※(抗心・抗波)側は府員抗及い地力府員抗の云計処理力以後進がしてんとい。	141.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1

	17-1/0/					<b>(</b> 倪i	△・兌抜/単	位:千円)		
事業年度	注	三文者	許可	「に係る建設	工事の施工	金額	その他の 建設工事	合 計		
	σ,	)区分	<b>土</b> 工事	と工事	舗 工事	工事	定政 工 手 の			
	元	公共	500,000	200,000	0		0	700,000		
第10期 令和3年4月1日から	請	民 間	0	100,000	0		0	100,000		
令和4年3月31日まで	下	言	0	0	0		0	0		
		計	500,000	300,000	0		0	800,000		
	元	公共	600,000	300,000	0		0	900,000		
第 <b>11</b> 期	請	民 間	0	150,000	0		0	150,000		
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	下	請	0	0	0		0	0		
		計	600,000	450,000	0		0	1,050,000		
	元	公共	700,000	400,000	0		0	1,100,000		
第12期 令和5年4月1日から	請	民 間	0	200,000	0		0	200,000		
令和6年3月31日まで	下	言	0	0	0		0	0		
		計	700,000	600,000	0		0	1,300,000		
※直近3年分につ	いて、_	上から <sup>キ</sup>								
		IJ				_				
第 古い順に記載します <sup>令†</sup> ※決算期の変更が				<ul> <li>【5以上の業種について施工金額を記載する必要があるとき</li> <li>※この様式を複数枚用います。</li> <li>※「合計」及び「その他の建設工事の施工金額」の列は、最後の</li> </ul>						
最低4期分の記載	か必要	史です。								
	元	公共		H	りに記載して					
第期	請	民 間							_	
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	T	↓ 「 請								
		計								
	元	公共								
第期	請	民 間								
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	不	<b>「</b> 請								
		計			<u> </u>					
	ļ								1	

記載要領

1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。

2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事 の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。

4 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。

5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を 除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。

6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。

7 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

様式第四号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

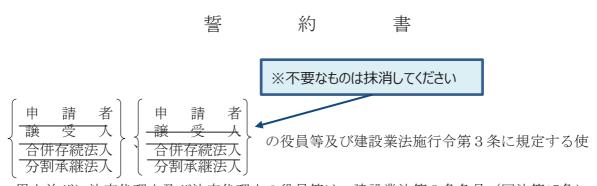
数 使 用 人 技術関係使用 人 建設業法第7条第2号 営業所の名称 事務関係使用人 計 合 イ、ロ若しくはハ又は その他の技術関係使用人 同法第15条第2号イ若 しくはハに該当する者 (株)東町コンスト \_5人 10 人 3 人 18 人 ラクション 本店 ※主任技術者等 ※その他常時雇用となってい として各工事現場 て工事作業に従事する者の に配置することがで 数を記載します。 きる者及び営業任 技術者の合計を 記載します。 【注意】 代表権を有する役員・個人事業主の方も人数に含めて記載してく ださい。 計 合 5 10 人 3 人 人 18

記載要領

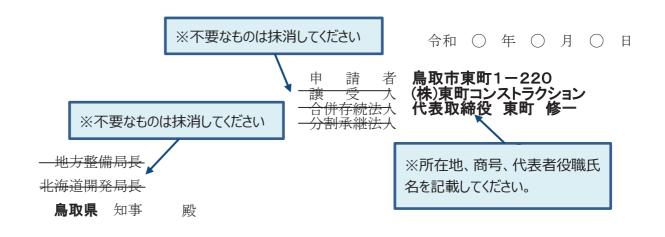
- 1 この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合 は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届 出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定 に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定 に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業 所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の 2 場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しく 3 はハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(用紙A4)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

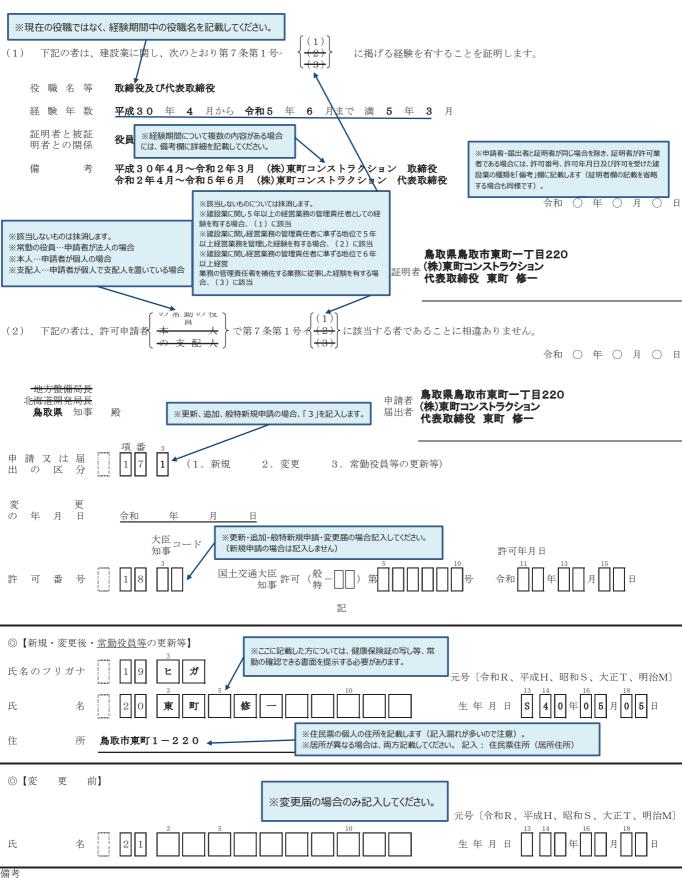


用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条に おいて準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約し ます。



## 記載要領

<ul> <li>→ 禄 支 八 北海道開発局長 については不要なものを消す。</li> <li>合併存続法人 、 合併存続法人 、</li></ul>		併存続沿					•	「地方整備局長 北海道開発局長 知事		については不要なものを消すこ
--	--	------	--	--	--	--	---	--------------------------	--	----------------



常 勤 役 員 等 (経 営 業 務 の 管 理 責 任 者 等) 証 明 書

常勤役員等の略歴については、別紙による。

									常勤役	」 して して して して して して して して して して して して して	等の	)略歴	書	【本様式に ※本様式 (許可申 の作成は <sup>2</sup>	に記載 請者(	載のある の住所、	者につ	いては 月日等	t、様式 争に関す	第12 <sup>-</sup> る調調	書)	
現		住	所	高見	文市;	東町	Ţ1	-220	・単身赴信	E等て	住民	票上の(	主所と	舌所が異なる	場合	には(	)書き	で居所	<b>fも併</b> 記	します	þ	
氏			名	東町	Γ 1	修-	-					生	年	月日		昭和	40	年	5	月	5 1	王生
職			名	代表	€取済	締後	п. X.					I			I							
		期			間					従	事	l		た職	務	内	Ź	ř				
	自 至	平成15 平成25	年 年	4月 3月	-	1 31	日日	(株)東町土建る	こて工務主	任と	して	勤務				建設業	に関係	えすス暗	地歴につ	いて言う	載し.	1
	自	平成25	年	<b>4</b> 月	]	1	日	(株)東町土建に	こて工務部	長と	して	勤務			_	<del>建成業</del> す。	10   大    7	7 9 'Q4#	<u>кле</u> (С )		₩£.U	F
職	至自	平成30 平成30	年 年	3月 4月	-	31 1	日日	(株)東町土建の	の取締役(	常斷	しに	就任										_
	至自	令和 2 令和 2	年 年	3月 4月		31 1	日日															
	至	1111	年	Æ	]	1	日	(株)東町コンス	ストラクシ	ョン	の代	表取締	役(	常勤)に就	任							
	自云		年年	月			日								$\geq$							
	至自		年 年	月 月			日日			-	※経	営を管	理した	経験期間に	ついて	よ、常勤	又は	F常勤	の別を明	月記しま	ます。	
	至		年	月			日															
	自		年	月			日															
	至自		年 年	月			日日															
	至		千年	月			日日															
	自		年	月			日															
	至		年	月			日															
	自至		年 年	月月			日日															
	上自		年				日日															
	至		年	月			日															
歴	自 至		年 年	月月			日日															
	自		年	月			日															
	至		年	月			日															
	自至		年 年	月月			日 日															
		年	月		日					賞		罰		の	内	]	容					
賞								特記事項なし	•												1	
									ŧ	す。				行政罰はもち		こと、その	)他の賞	罰につ	いても言	記載し		
								※刑罰については、罰金刑も記載してください。 ※特に賞罰に該当する事項がない場合でも、この欄は空白とせず、このように「特記事項なし」と記載します。									F					
H							_							についても「罰	なし」	等と必ず	記載し	てくださ	<i>د</i> ۱.		┢	
罰	$\vdash$						_															
				1 1	10	<u> </u>				*	この誓約	約欄につ	いては	、記載された	本人力	「記載事	項を確	認した	上で、訂	名して	ください	٨,
		上						ありません )月〇日	v <sub>o</sub>						氏 :				丁修			
			I	2 ( H	$\sim$	1		, ,, U H								-		~~~	- 19			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

別紙

鳥一号

## 営業所技術者等の略歴書

現何	主所				ļ	<b>身</b> 取市	東町1-220				
氏	名			-	東町 修一		生年月日	昭和40年5月5日			
営業	新名				本店		最終学歴	鳥取工業大学			
邗	名			ſ	代表取締役		工事の種類	土、と、舗			
		:	期間		所属事業所		職名およ	3および従事した主な工事名			
		H15 年 H25 年		1日 31日	(株)東町土建	工務主任 鳥取道1号歩道整備日		備工事等			
職 歴		H25年 2年		1日 31日	(株)東町土建	工務 鳥取 記	₿長 首10号舗装□	二事等			
	自 R 至	<b>2</b> 年 年		1日 日	(株)東町コンスト ラクション	代表耳	代表取締役、専任技術者				
術経	自 至	年 年		日 日		1					
歴	自 至	年 年			から、勤務先ごと、期間ごとの職名、従事した主な工事名を(工 ように)を記入します。						
	自 至	年 年		日							
	自	年	月	日 日							
	至	年	月	日							
第	1	資格、1	免許の	種類		1級土木施工管理技士					
免許等資格		同上町	, 得年,	月日		~	平成15年4,	月1日			
上記の通り	相違ね	ありませ	カし		号 専任技術者証明 -ドに該当する資格等						
令和		年 〇	月(	)日							
						氏名		東町 修一			

経営責任者の常勤性、営業所技術者等の専任性確認書

		経営責任	:者の	つ常勇	加性、	営業周	<b>竹</b> 技1	<b></b>	等の	)専任	性確	認書			
		団体名、役職名	るを記載	成してくだ	だい。							常勤・	非常勤の	別を記載して	ください。
	氏	名就	任	等し	てい	る役	と 職	名	等	期 間	(任期)	等)		備考	
					1				自	年			3		1
									至	年					
									自至	年 年					
経堂									主自	 年					
経営業務									至	年					
の									自	年	月	E	1		
管理									至	年					
責任									自	年					
仕者									至 自	年 年					
									至	+ 年					
									自	年					
									至	年	: 月	F	1		
									自	年					
									至	年					
									自至	年 年					
									白						
									至	年					
									自	年	月	E	1		
									至	年					
									自云	年 年					
									至自	年 年					
専									至	年					
任の									自	年					
技術									至	年					
者									自	年					
									至 自	年 年					
									日至	年					
									自	年					
									至	年					
									自	年					
									至		5月				
									自 至	年年	ニ 月 ニ 月				
									主自	 年					
									至		月				
	上記のとお	おり相違あ	りま	せん。	5								•		
	令和	日 年	月		日					申	請者名				

記載要領

※ 申請時点で報酬、賃金等を得て就任等している役職等(今回申請の建設業以外のもの)があれば記載してください。

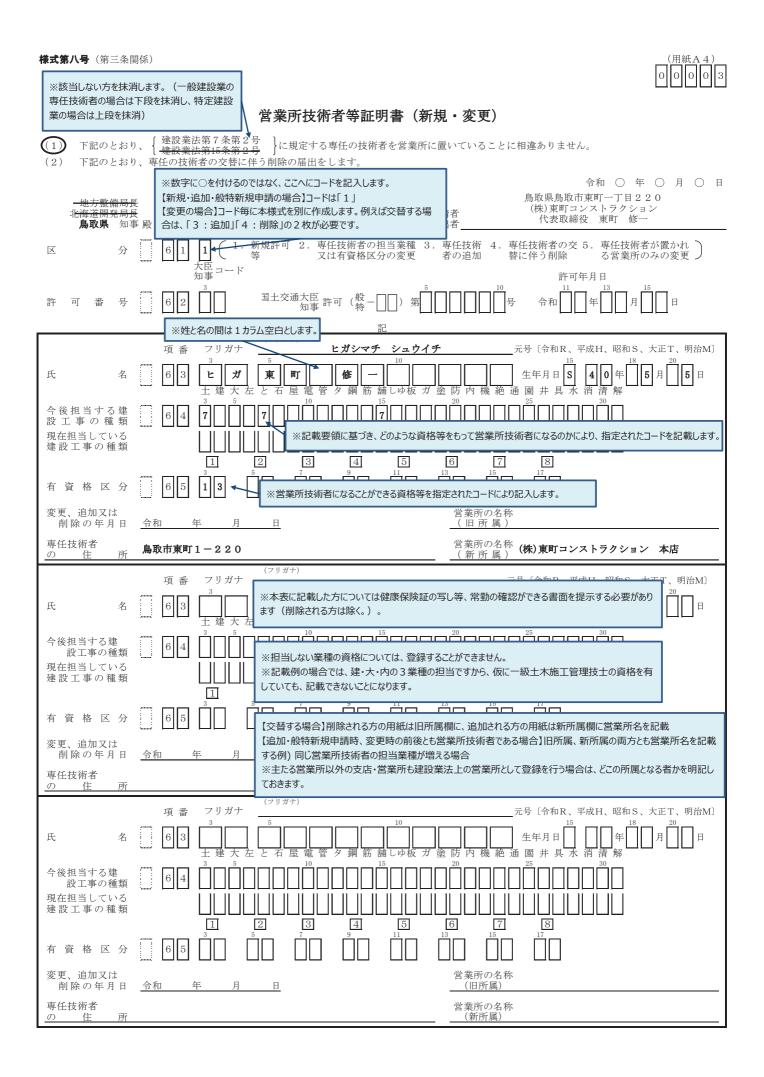
※ 経営責任者と専任の技術者が同一者の場合は経営業務の管理責任者蘭のみに記載で可。

## **様式第七号の三**(第三条、第七条の二関係)

## 健康保険等の加入状況

<ul> <li>(2) 下記のとおり、領</li> <li>地方整備局長</li> <li>北海道開発局長</li> <li>鳥取県 知事 殿</li> </ul>	を更届で添付す さい。	記に変更があつたの 申請の場合には(1) する場合は(2)にC	につ、 0をしてくだ	申請者 届出者 許可年月日 合和年	(株)東田 代表取	令和 〇 年 〇 月 〇 日 取市東町一丁目220 Jコンストラクション 総静役 東町 修一
(営業所毎の保険の加入状	(況)	[			1	
営業所の名称	従業員数		保険の加入状況		-	事業所整理記号等
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
(株)東町コンストラク					健康保険	99-ヒガ00123
ション 本店	18人 (4人)		1	1	厚生年金保険	99-ヒガ00123
1	× _				雇用保険 健康保険	31303101234000
<ul> <li>※営業所一覧表(様式第 1号別紙2(1)又は別 紙2(2)に記載の営業 所と一致させます。</li> <li>※建設業を行っていない営 業所は記載不要です。</li> </ul>	<ul> <li>業以外に従事</li> <li>含めた総従業</li> <li>む)を記入し、</li> <li>ち役員又は個</li> </ul>	事業主本人、建設 する従業員も全て 員数(非常勤を含 ()内にはそのう 人事業主本人(同 5従業員を含む)を か。	<ul> <li>1:適用事業所</li> <li>2:適用が除外</li> <li>2の例:</li> <li>設国保」</li> <li>員が役員</li> <li>3:一括適用の</li> </ul>	健康保険について建 と記入)、従業員4	行っている場合 設国保に加入(「 人以下の個人事業 開保険非該当承認 合	事業所整理記号等」欄は「建       主など雇用保険について、全       認を受けている場合など       こ入)
					/世/11 /不厌	
					健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
合計	18 人 (4 人)				雇用保険	

(用紙A4)



### 実務経験証明書の取扱いについて

実務経験をもって専任技術者となる場合、様式第9号(実務経験証明書)を作成してく ださい。

※電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法等 により、原則として認められません。

#### 【証明できる者】

証明は実務経験を積んでいた時期の使用者(法人又は個人事業主)が行ってください。 倒産・死亡等により当時の使用者からの証明を受けることができない場合には、その理 由を備考欄に記載し、当時から営業を行っている同業他者の2者からの証明を受ける必要 があります。この場合においても、工事請負契約書等の書類確認ができなければ許可を取 得することはできません。なお、同業他者は継続的に建設業を営んでいる必要はあります が、許可の有無、営業している業種に制限はありません。

また、個人事業主は自分自身を証明することはできず、法人成の場合も法人設立以前の ことについては、同業他者の2者による証明が必要です。

## 【添付書類】

## (証明期間において、使用者が建設業許可を有していた場合)

・建設業許可通知書又は受付印が押印された建設業許可申請書・変更届出書・廃業届等の 写し

※ 証明しようとする業種に対応するものが必要です。対象業種の許可期間が分かる通知 書等の全てを添付してください。

※ 鳥取県知事許可の場合は、許可番号、許可業種及びその許可期間について、様式第九 号に記入することで、上記資料を省略可能です。

※ 許可を有している場合であっても、実際に工事を行っていた期間の合計が10年以上必要です。

## (証明期間において、使用者が建設業許可を有していなかった場合)

## (同業他社2者による証明の場合)

・「実務経験の内容の欄」に記載した工事(他〇〇件と記載を省略したものを含む)を請 け負ったことが確認できる資料(工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し) ※業種が明確に分かるものをご提出ください。

### (記載例)

**様式第九号**(第三条關係)

<b>5九号</b> (第三条関係)	実務経験証明書	(用紙A4)
つ者は、 工事	に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。	
「可牛月日を記人す」	<ul> <li>         A知事許可第0000号         正事業、平成2年5月13日許可         (例)役員、社員、従業員 等         鳥     </li> </ul>	令和 ○○年 ○月 ○日 ,取市東町1-220
		式会社鳥取組
	実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。個人 の場合は個人名(ただし、屋号を登記している場合は 屋号)を記入する。	表取締役 鳥取 太郎 印 社員
技術者の氏名	県土 保 生年月日 昭和40年1月1日	平成4年 4月から 使用された
使用者の商号 又は名称	林式会社鳥取組	期 間 平成26年 3月まで <b>実際に</b>
職名	実務経験の内容	実務経験年数
工事主任	森田邸造園工事 他10件	H16年 2月から H17年 1月まで
11	中田邸造園工事 他5件	H17年 2月から H18年 1月まで
11	堀田邸造園工事 他10件 10年の実務経験の場合、古	H18年 2月から H19年 1月まで
11	石田邸造園工事 他8件 いものから7年間は、1年ごと にまとめて記載できる。	H19年 2月から H20年 1月まで
11	県土公園植栽工事 他10件	H20年 2月から H21年 1月まで
11	総務ビル屋上緑化工事 他5件	H21年 2月から H22年 1月まで
11	向田邸造園工事 他10件	H22年 2月から H23年 1月まで
11	鳥取ビル外構植栽工事	H23年 2月から H23年 5月まで は
工事係長	建設業公園設備工事 直近3年間の工事については、	H23年 5月から H23年 11月まで H23年 5月から H23年 11月まで
11	直近3年間の工事については、 1カ月ごと(工期が1カ月を超 える場合は1工事こと)に記 載する。	H23年 12月から H24年 1月まで は
11	技術公園景石工事	H24年 2月から H24年 6月まで
11	藤田ビル外構植栽工事	H24年 6月から H24年 9月まで
11	谷田邸造園工事 他1件	H24年 10月から H24年 10月まで
11	原田邸造園工事	H25年 11月から H25年 4月まで
11	入札公園設備工事	H25年 4月から H26年 3月まで
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。           (例)平成〇年〇月 会社解散のため           平成〇年〇月 事業主死亡のため	合計 満 10年 2月

#### 記載要領

この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

# 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 〇 年 〇 月 〇 日

営業所の名称	職	名	フリ氏		***
該当なし	【許可申請の場 ※建設業法施行 所の代表者)が ※「該当なし」と記 【事業年度終了	合】 テ令第3条に規定 いない場合でも、オ 己載するか、本表全	する使用人(支配人ス 素の添付を省略するこ 全体を斜線で抹消してく	ことはできません。	
<ul> <li>工事の請負契</li> <li>(使用人)</li> <li>第3条第6条</li> <li>条第4号、第</li> <li>8条第1項第</li> </ul>		27条において準用 法第17条におい の4の政令で定め	する場合を含む。)、 てこれらの規定を準用す る使用人は、支配人及	法第7条第3号 する場合を含む。〕	·、法第 8 · 、法第 2
·建設集 · 建設集 訂: ·	(建設工事の講員 タント部門のみ いものの b 事務所	波塔 昭的時間は行っていな に対して工事請負契約 ほ行っている) (建設貞材の販売 (建設貞材の販売	ちのみで、建設工事 (建設工事)	2 季務所 2 戦略所 2 戦客 6 戦客 と c 支(居 のみで契約権限なし)	

様式	<b>第十二号</b> (第四条関係)	(用紙A4) /法人の役員等\	
場合 ※E	は、フリカナも記入してくたさい。 氏名の字体は、普段使いのもの	許可申請者 ・単身赴任等で住民票上の住所と居所が異なる場合には ()書きで居所も併記します。 () なの、生年月日等に関する調書 ※不要なものは抹消します(個人事業主の場合は「本 代表取締役の場合は「法人の役員等」に該当します)	
住	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	鳥取市東町1-220	
氏	名	<b>東町 知子</b> 生 年 月 日 昭和40 年 4 月 4 日生	
役	名    等	取締役 🔶 ※「代表取締役、取締役、顧問、相談役、株主等」などと記	載します。
	年月日	賞 罰 の 内 容	
賞		特記事項なし	
副		<ul> <li>※建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。</li> <li>※刑罰については、罰金刑も記載してください。</li> <li>※特に賞罰に該当する事項がない場合でも、この欄は空白とせず、このように「特記事項なし」と記載します。</li> <li>※賞を記載した場合は、罰についても「罰なし」等と必ず記載してください。</li> <li>※顧問、相談役、株主等(株主又は出資者)だけに該当する方の場合、賞罰欄の記載は不要です。</li> </ul>	
┝	<u> </u> 上記のとおり相		
	令和 〇	年 〇 月 〇 日 氏 名 <b>東町 知子</b>	
	要領 「 (法人の役員等) (本 人 法定代理人 法定代理人)」	※この誓約欄については、記載された役員等本人が記載事項を確認した上で記載または入力してください。 については、不要の、※顧問、相談役、株主等(株主又は出資者)だけに該当する方の場合、記載は不要です。	
3 4 5	はたになり、 法人である場合においては、注 5以上に相当する出資をしてい 糠主等については、「役名等」 顧問及び相談役については、 「賞罰」の欄は、行政処分等に 様式第7号別紙又は様式第7号	<ul> <li>法人の役員、顧問 いる者(個人であ)</li> <li>※様式第1号別紙1(役員等の一覧表)に記載した方全員について、この調書を作成します。</li> <li>※本様式のうち、住所、氏名、生年月日、賞罰、誓約日及び署名欄については本人以外による訂正は認められませんので、御注意ください。(黄色の欄)</li> <li>※ただし、「常勤役員等(経営業務管理責任者等)」及び「常勤役員等を直接に補佐する者」に該当する場合は、本様式の代わりに様式第7号別紙及び第7号の2別紙1・2を作成してください。</li> </ul>	

<b>弌第十四号</b> (第四条関係)		/	Var	-+ <b>x</b> \		<u>+</u>	(用紙A4)
株	主	(出	資	者)	調	書 	
株主(出資者)	名		住	所		所有株数又に	は出資の価額
東町 修一	•		鳥取市東町			4, 00	
東町 知子		ļ	鳥取市東町			2, 00	
東厳城(慎太			倉吉市東廣			1,00	
麹町 優紀			米子市糀町			1,00	
根雨 康平		日野		雨140-1	1	1,00	
(株)鳥取港湾インダ /	ストリー		鳥取市湖	野町 8		1,00	00株
※本様式は、法人も該当があ	あれば記載が必要です。					※「株」又は「円」と単	位を必ず記載します。
	· <i>こ</i> の調書は	、次の方について	「記載します」				
	①総株主の	議決権(自己相		を持たない株式を関	余いた数)の	0100分の	
	5 以上を有 又は	する株王					
	②出資の総	額の100分の5	以上に相当する	出資をしている方			

記載要領 この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

	貸	借	対	照		表	
	令和	年	月	日	現在		
財務諸表作成のための 料です。〇で囲まれた 必ず確認してください。	部分は	資	(会社 産の	名) _ 部		法人の場合	
I 流 動 資 産 現金預金 受取手形 完成工事未収入 有価証券支出金 材料貯蔵品 短期貸付金 前払費用 繰延税金 その他 貸倒引当金 流動資産合		貝			$\bigtriangleup$		千円
Ⅲ 固 定 資 産 (1)有形固定資産 建物・構築物 減価償却累計 機械・運搬具 工具器価値 工具器価値 工具器価値 上 地 リース資産 減価償却累計 建設仮勘定 その他 減価償却累計 有形固定資産	·額 2 ·額 2 ·額 2 ·額 2					<u>a1</u>	
<ul> <li>(2) 無形固定資産</li> <li>特許権</li> <li>借地権</li> <li>のれん</li> <li>リース資産</li> <li>その他</li> <li>無形固定資産</li> </ul>	合計					<u>a2 (2)</u>	

- (3) 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式・関係会社出資金 長期貸付金 破産更生債権等 長期前払費用 繰延税金資産 その他 貸倒引当金 投資その他の資産合計 固定資産合計
- Ⅲ 繰 延 資 産 創立費 開業費 株式交付費 社債発行費 開発費 繰延資産合計 資産合計

## 負債の部

Ι 流動負債 支払手形 工事未払金 短期借入金 リース債務 未払金 未払費用 未払法人税等 繰延税金負債 未成工事受入金 預り金 前受収益 引当金 その他 流動負債合計

$\triangle \frac{a2(3)}{a2=a2(1)+\dots+a2(3)}$		
a3		
a3	$\wedge$	
a3	$\bigtriangleup$	
a3		a2(3)
		$a2=a2(1)+\dots+a2(3)$
A=a1+a2+a3		
		A=a1+a2+a3

b1

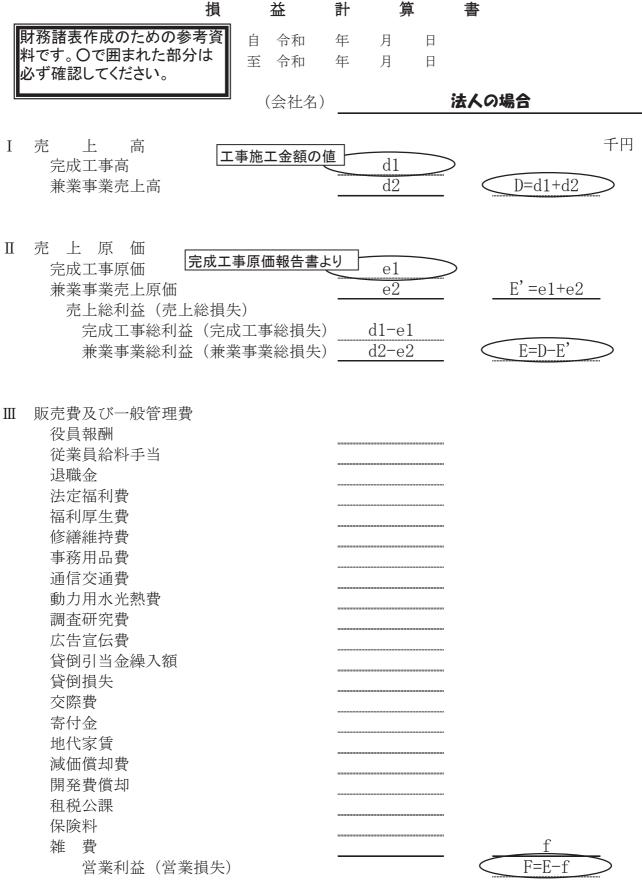
 Ⅱ 固 定 負 債 社債 長期借入金 リース債務 繰延税金負債 \_\_\_\_\_引当金 負ののれん その他 固定負債合計 負債合計

<u>b2</u> B=b1+b2

.....

純資産の部

Ι	株 主 資 本	
	(1) 資本金	c1(1)
	(2) 新株式申込証拠金	c1(2)
	(3) 資本剰余金	
	資本準備金	
	その他資本剰余金	
	資本剰余金合計	c1(3)
	(4)利益剰余金	
	利益準備金	
	その他利益剰余金	
	<u>準備金</u>	
	積立金	
	繰越利益剰余金	
	利益剰余金合計	c1(4)
	(5) 自己株式	$\triangle$ c1(5)
	(6) 自己株式申込証拠金	c1(6)
	株主資本合計	$c1=c1(1)+\cdots+c1(6)$
П	評価・換算差額等	
	(1) その他有価証券評価差額金	
	(2) 繰延ヘッジ損益	
	(3) 土地再評価差額金	
	評価・換算差額等合計	c2
Ш	新株予約権	
ш		C=c1+c2
	純資産合計	
	負債純資産合計	(=A)



IV	営 業 外 収 益 受取利息及び配当金 その他		G
V	営 業 外 費 用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他 経常利益(経常損失)		H I=F+G-H
VI	特 別 利 益 前期損益修正益 その他		J
VII	特 別 損 失 前期損益修正損 その他 税引前当期純利益(税引前当期純損 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益(当期純損失)	 員失)	$\underbrace{\frac{K}{L=I+J-K}}_{M}$

# 完成工事原価報告書

自	令和	年	月	日	
至	令和	年	月	日	

(会社名)

千円

\_\_\_\_\_

I II	材 労	料務	費 費 (うち	労務外注費		)				
III IV	外 経	注	費費			)				
			(うち	人件費 完成工	<b>損益</b> 事原価	) 計算書の「完	6成工事原価」	となる	e1	$\supset$

様式第十七号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

# 株主資本等変動計算書 自令和年月日 至令和年月日 (会社名)

\_

			株		主		資		本			評価	・換	算差	額 等		
			資ス	1 剩 :	余金	利	益利	剛 余	金			その袖			亚価 .		date Mite -
	資本金	新株式 申込証 拠金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利	<u>益剰余金</u> 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	<b>繰延</b> ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	新株 予約権	純資合
当期首残高										Δ							
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当								Δ	Δ		Δ						$\bigtriangleup$
当期純利益																	
自己株式の処分																	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																	
当期変動額合計																	
当期末残高										Δ							

様式第十七号の二 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

泊	È	記		表
自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
  - (3) 引当金の計上基準
  - (4) 収益及び費用の計上基準
  - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
  - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本とな る重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正

- 7 貸借対照表関係
  - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
    - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
    - ② 担保に係る債務の金額
  - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
  - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
  - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭 債権及び金銭債務
  - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
  - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
  - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
  - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
  - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
  - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
  - (5) 研究開発費の総額(会計監査人を設置している会社に限る。)

- 9 株主資本等変動計算書関係
  - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
  - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
  - (3) 剰余金の配当
  - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
  - (1) 金融商品の状況
  - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
  - (1) 賃貸等不動産の状況
  - (2) 賃貸等不動産の時価

## 14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容
- 15 一株当たり情報
  - (1) 一株当たりの純資産額
  - (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当規制適用の有無
- 17-2 収益認識関係
- 18 その他

様式第十七号の三(第四条、第十条関係)

#### (用紙A4)

### 附属明細表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金額
	千
 ≓†	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金	額
		千円
書		

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金	額
		千円
書		

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘	要
	千円	千円	千円	千円		
言十						-

#### 滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

#### 5 関係会社有価証券明細表

	銘	一株		期	首 残	高		当	期増加	阁	当	期減少	額		期	末 残	言言	本田
株	柄	額	株式 数	取価		貸借 表計	上額	株式 数	金		株式	金		株式 数	取 価		貸借対照 表計上額	摘要
		千円			千円		千円			千円			千円			千円	千円	
式																		
	計																	
	銘柄	Ŧ	期 文得価額	<u>首</u> 残 額	高 貸借 表計	対照 上額	当	期増加	阁	当	期減少	`額	耳	—————————————————————————————————————		台	高 貸借対照 長計上額	摘要
社	£ 11.			千円		千円			千円			千円			千円		千円	
債	計																	
そ の 他																		
の有価証																		
並券	ŧ																	

# 6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					_

## 7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘    要
	千円	千円	千円
iat at			

## 8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘	要
	千円	千円	千円	千円		
計					_	

# 9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
十二					_

# 10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
≣†	

			貸	借	2	文	ł	照		表		
				令和	年	Ξ	月	日	現在			
	料で	表作成のための す。Oで囲まれた 確認してください	:部分				又はジ				個人の場合	
Ι	流	動 資 産 現金預金		J	資	産	Ø	部				千円
		受取手形 完成工事未収2 有価証券										
		未成工事支出金 材料貯蔵品 その他 貸倒引当金 流動資産合							Ĺ			
П	固	流動資産行 定 資 産	ÎÎ								al	
		建物・構築物 機械・運搬具 工具器具・備品 土地	1									
		建設仮勘定 破産更生債権等 その他 固定資産合									a2	
		資產合計									A=a1+a2	
					負	債	の	部				
Ι	流	動 負 債 支払手形 工事未払金										
		短期借入金 未払金 未成工事受入金										
		預り金 引当金 その他										
		流動負債合	計								b1	

 Ⅱ 固 定 負 債 長期借入金 その他 固定負債合計 負債合計

b2 B=b1+b2

## 純資産の部

期首資本金	1期前の純資産合計となる c1
事業主借勘定	c2
事業主貸勘定	$\triangle$ c3
事業主利益	損益計算書「事業主利益」となる c4(=I)
純資産合計	$\underbrace{C=c1+c2-c3+c4}$
負債純資産合計	資産合計と同じになる B+C(=A)

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

		損	益	計	算	書		
見米ル	オ務諸表作成のための参考∶ 斗です。○で囲まれた部分は ふず確認してください。		令和 令和	年 年	月 月	日 日		
L		商号	又は名利	尔		個人	の場合	
Ι	完成工事高	工事施	国工金額の	值	D			千円
П	完成工事原価 材料費 労務費 (うち労務外注費 外注費 経費 完成工事総利益(	(完成工事	) 総損失)				<u>e1</u> E=D-e1	
Ш	販売費及び一般管理費 従業員金 退定和費 福定和費 福子費 福子費 予通 方告費 動が子 支際付 家 行 和 行 家 費 本 代 家 賃 和 代 家 賃 和 税 公 課 代 梁 教 書 二 の 告 で 際 付 代 家 賃 和 代 家 信 力 月 室 費 本 本 の 告 の 告 の 告 の 告 の 告 の 告 の 告 の 告 の 告	:損失)					f F=E-f	
IV	営業外収益 受取利息及び配当金 その他						G	
V	営業外費用 支払利息 その他 事業主利益(事	業主損失	)〔純資產		事業主利	<u></u> 川益」となる	H I=F+G-	H
注	工事進行基準による完 エ事進行基準にできな(		  除する	7				

#### 営業の沿革

	平成元 年	1月1日	創業東町土建(個人事業主)
	<b>平成 5</b> 年	1 月 1 日	法人成り (株)東町土建 資本金1,000万円
合山	<b>令和2</b> 年	4月1日	商号変更 (株)東町コンストラクション
創 業 以 後 の	年	月 日	增資 資本金2,000万円
夜の 沿革	年	月日	
- 単	年	月日	※役員の変更については記載不要です。
	年	月 日	
	年	月 日	

	平成5 年	三 4 月	1 🗉	鳥取県知事許可(般-5)第9999号 新規許可 土、と
	平成10 年	三 9 月	1 🛛	鳥取県知事許可(般-10)第9999号 業種追加 舗
建	年	月	Ħ	・建設業の新規許可、業種追加及び般特新規等について記載します。
建 設 業 の	年	月	日	・更新については記載する必要はありません。
登録及	年	月	日	
び許可	年	月	日	
「の状況	年	月	日	
ÐL	年	月	日	
	年	月	Ħ	
	年	月	日	

	年	月	日	特記事項なし ▲
賞罰	年	月	日	・建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 ・刑罰については、罰金刑も記載してください。
罰	年	月	Π	・特に賞罰に該当する事項がない場合でも、この欄は空白とせず、このように「特記事項 なし」と記載します。
	年	月	Π	

記載要領

1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載 すること。

2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。

3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(用紙A4)

# 所 属 建 設 業者 団 体 寸 体の名称 所 属 年 月 日 一般社団法人 鳥取県建設業協会 平成20年4月1日 ※該当所属する建設業者団体がない場合でもこの様式の添付を省略す ることはできません。 ※「該当なし」と記載するか、本表全体を斜線で抹消してください。 建設業法(抄) (届出) 第27条の37 建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他 の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図 ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるも の(以下「建設業者団体」という。)は、国土交通省令の定めるところに より、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定め る事項を届け出なければならない。 建設業法施行規則(抄) (建設業者団体) 第22条法第27条の37に規定する国土交通省令で定める社団又 は財団は、同条に規定する事業を行う社団又は財団のうち、その事業が 一の都道府県(指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第252条の19第1項に規定するものをいう。)の存する道府 県にあつては、指定都市)の区域の全域に及ぶもの及びこれらの区域の 全域を超えるものとする。

#### 記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

#### 様式第二十号の三(第四条関係)

#### (用紙A4)

# 主要取引金融機関名

政府関係金融機	普通銀行         株式会社商工組合中央金庫           長期信用銀行         信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	鳥取合同銀行 鳥取駅前支店 ※該当所属する建設業者団体がない場合でもこの様式の添付を省略することはできません。	

記載要領

1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。

(例 ○○銀行○○支店)

# 建設業許可変更届届出書類A表紙

許可番号	
商号又は名称	

●各種変更届届出書類一覧【3部(正本1部+副本2部) ※廃業届は4部(正本1部+副本3部)】

	変更内容にOを記入してください⇒																			
				商	-7		役員等		ŧ	令3	常勤役員等		等	営業所技術者				41	決	
	様式 番号	変更内容	商号・名称	所在地 ※3	資本金	就 任	代表交代	退任	条使用人	交代	削除	氏名変更	追加	削除	担当 業種 変更	資格変更	社会保険	決算変更届	廃業	
		- 提出期限(事実発生後)				30日	以内						2j	固間以	内				4月 以内	30日 以内
	22-2	変更届出書		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	22-3	届出書										0			Ж1					
	ガイドライン 別紙8	変更届出書	<u>}</u>																0	
	別紙1	役員等の−	-覧表(法人)				0	0	0											
	2	工事経歴書	<del>]</del> 																0	
届出書類	З	直前3年の 金額	直前3年の各営業年度における工事施工 金額																0	
書	4	使用人数																	Δ	
】類 A	6	誓約書					0			0										
$ ^{}$	7-3	健康保険等	「の加入状況															0	Ж2	
	11	令3条使用	人の一覧表																Δ	
	_	定款(法人)	定款(法人) 財務諸表(法人用又は個人用)																Δ	
	15~	財務諸表()																	0	
	—	営業報告書	青(株式会社のみ)																0	
	22-4	廃業届(全	部、一部)																	0

○…必須提出書類、 △…変更がある場合のみ提出、 空欄…不要

\* 每営業年度経過後4月以内

※1 一部業種の廃業等に伴い担当業種がなくなる場合、提出が必要。

※2 前回提出分から従業員数のみ変更がある場合、提出が必要。

※3 電話番号のみ変更がある場合も提出が必要。

# 建設業許可変更届届出書類B表紙

許可	]番号		
商号又	ては名称		

#### ●各種変更届届出書類一覧【3部(正本1部+副本2部)】

変更内容に○を記入してください⇒																				
				商			í	<b>殳員</b> 等	Ŧ	令3	常勤役員等			営業所技術			等	÷1	決	
	様式 番号	書面の名称	変更内容	号・名称	所在地	資本金	就 任		退任	条使用人	交代	削除	氏名変更	追加	削除	担当 業種 変更	資格変更	社会保険	算変更届	廃業
			提出期限(事実発生後)			30 E	以内						2〕	間り	内				4月 以内	30日 以内
	—	営業所の外	観及び事務所内の写真		0															
	7	常勤役員等	(経営業務の管理責任者等)証明書								Ж5		Ж5							
[	別紙	常勤役員等	の略歴書								Ж5		Ж5							
	7-2	常勤役員等に補佐する								%5		%5								
	別紙1	常勤役員等								Ж5		Ж5								
	別紙2	常勤役員等	等を直接に補佐する者の略歴書	1							Ж5		Ж5							
	_		、履歴事項全部証明書、所得証明書 確定申告書(写し)及び建設業に関する								0									
[	8	営業所技術	者等証明書(新規・変更)											0	Ж1	0	0			
	鳥1	営業所技術者等の略歴書												0		0				
	Ι	(1)卒業証明	(許可関連学科)+実務経験証明書											<b>※</b> 6		Δ	Δ			
	9	(2)実務経験	証明書(10年以上の実務)											Ж6		Δ	Δ			
届	—	(3)資格証明	書(合格証明書、免状等)											Ж6		Δ	Δ			
出書	鳥2	経営責任者の	常勤性,営業所技術者等の専任性確認書								Δ		Δ	Δ		Δ				
音 類 B	12	許可申請者(	の氏名、生年月日に関する調書				<b>※</b> 2													
	Ι	登記されてし 証明書 ※4	ヽないことの証明書(法務局)+身分				<b>※</b> 2			0										
	13	令3条に規定 する調書	ミする使用人の氏名、生年月日に関							0										
[	14	株主(出資者	前調書(法人)			0													$\triangle$	
[	—	履歴事項全	部証明書(法人) ※4	0	0	0	0	0	0	$\triangle$	0									
	Ι	商業登記簿 合) ※4	等(個人で支配人登記をしている場							Δ										
	—	戸籍又は住	民票の抄本 ※4										0							
	_	社会保険等の	の加入状況に関する確認資料															0		
	_	納税証明書 税証明書)	(県税事務所の証明する事業税の納 ※4																0	
	_	許可要件者	の健康保険証等(常勤性の確認)							0	0			0						
	-	始末書(提出	期限内に提出されない場合)	Δ	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	Δ	$\triangle$	Δ	$\triangle$	$\triangle$	Δ	$\triangle$	Δ	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	Δ

○…必須提出書類、 △…変更がある場合のみ提出、 空欄…不要

※1 担当業種について、新たに営業所技術者となる者があり、この者についても同時に届け出る場合、提出が必要。

※2 役員等のうち、「相談役」、「顧問」及び「株主等」については調書(様式第12号)の「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は不要 です。また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出についても不要です。

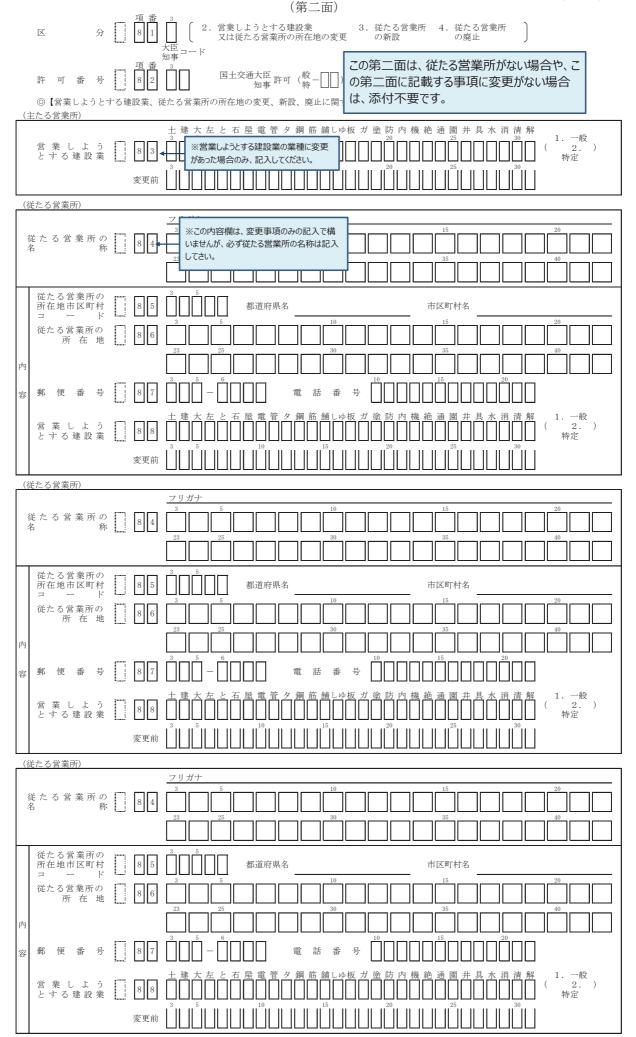
※4 正本に原本を添付してください。

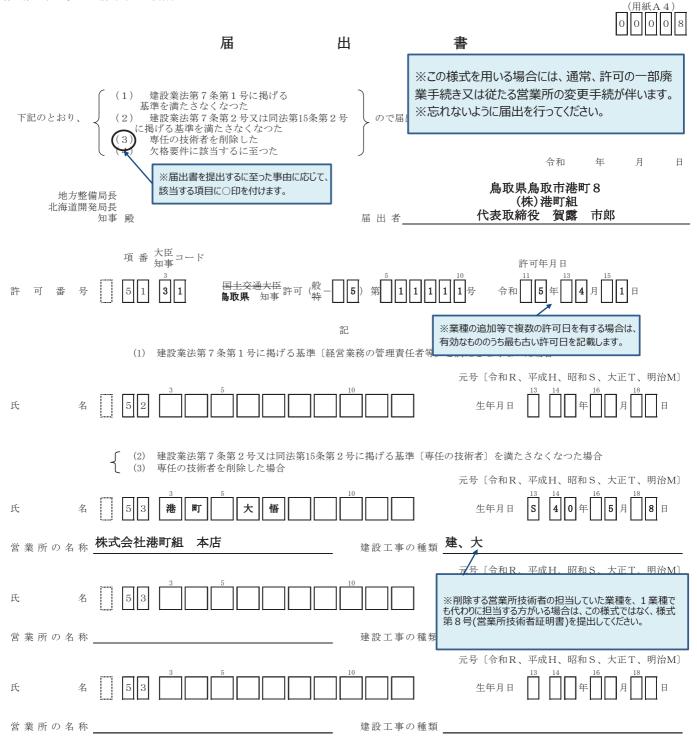
※5「様式第7号」又は「様式第7号の2の」いずれかか該当する書類を提出。

※6 いづれか該当するものを提出。

※該当する項目に〇印を ・電話番号の変更は(2	2)	更届出書	o	(用紙A4
下記のとおり、	営業所の名称、所在地又は業(4)3) 資本金額 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8	<ul> <li>(第一面)</li> <li>(4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名</li> <li>(5) 健設業法第7条第2号 に規定する営業)</li> <li>(建設業法第15条第2号)</li> </ul>	所に置かれる専任の技術者	}
<b>地方整備局長</b> <del>北海道開発局長</del> <b>鳥取県</b> 知事  殿	※代表者や所在地など がある場合は、変更後の 知事 コード	の内容を記載します。 鳥取県 (株)	令和○年○ 鳥取市東町一丁目220 東町コンストラクション 表取締役 東町 修一	)
許可番号	知事 <sup>-</sup> 項番 <sup>3</sup> 35 31 <u>国土交通大臣</u> 許可 <b>鳥取県</b> 知事 <sup>部</sup> 可 36 427000000000		許可年月日 平成 30 年 4月 月 15 1 1 30 年 13 4月 15 1 1	∃⊟
届出事項		□□□□ 記 変更後	変更年月日   備	考
商号	(株)東町土建	(株) 東町コンストラクション		変更
所在地	〒680-0011 鳥取市東町1-271	〒680-8570 鳥取市東町1-220	"	変更
電話番号	0857-26-7454	0857-26-7347	"	変更
資本金	10,000千円	20,000千円	<i>"</i> <sup>‡</sup>	<b>曽資</b>
			※変更事由の発生日を記載しま (登記年月日ではありません。)	
変更の内容が、次の© しようとする建設業、従 を記入すること。	*・様式第1号(許可申請書)の記載方法に準		関する入力事項】又は第二面の 場合には、該当する欄にも変更 額等の変更に関する入力事項】	
商号又は名称 の フ リ ガ ナ	$\begin{array}{c} 3 \\ 3 \\ \end{array} \begin{array}{c} 7 \\ \end{array} \begin{array}{c} \mathbf{\mathcal{E}} \\ \mathbf{\mathcal{B}} \end{array} \begin{array}{c} 5 \\ \mathbf{\mathcal{B}} \end{array} \end{array} \begin{array}{c} 5 \\ \mathbf{\mathcal{B}} \end{array} \begin{array}{c} 5 \\ \mathbf{\mathcal{B}} \end{array} \end{array} \begin{array}{c} 5 \\ \mathbf{\mathcal{B}} \end{array} \begin{array}{c} 5 \\ \mathbf{\mathcal{B}} \end{array} \end{array}$ \end{array}	10 ストラクショ 30 30		
商号又は名称	3     8     (     株     )     東     町     二       23     25     1     1     1     1     1	10 ンストラクショ 30 35		
代表者又は個人 の氏名のフリガ				
		1 り場合は、市町村に変更が 1も記入してください。		
の氏名のフリガ 代表者又は 個人の氏名 主たる営業所の 所在地市区町村		回場合は、市町村に変更が	<b>на <u></u><u>а</u>рт</b>	
の氏名のフリガ 代表者又は 個人の氏名 主たる営業所の 所在地市区町村 コード 主たる営業所の	39 40 31 41 31 20 1 都道府県名	の場合は、市町村に変更が も記入してください。	на на на на на на на на на на	
の氏名のフリガ 代表者又は 個人の氏名 主たる営業所の 所在地市区町村 コード	39 40 31 40 31 20 1 都道府県名	)場合は、市町村に変更が は記入してください。		
の氏名のフリガ 代表者又は 個人の氏名 主たる営業所の 所在地市区町村 コード 主たる営業所の	39 40 31201 都道府県名 42 東町1 -22 3 5 6 0 0 1 3 1 20 1 3 1 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
の氏名のフリガ 代表者又は 個人の氏名 主たる営業所の 所在地市区町村 コード 主たる営業所の 所在地	39 40 31201 都道府県名 42 東町1-22 43 680-8570 30 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		

-





(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

